

## 仕 様 書

### 1 業務名

クリーンセンター響最終処分場浸出水処理施設清掃業務

### 2 業務場所

下関市豊浦町大字宇賀13528番地12 クリーンセンター響

### 3 業務期間

契約締結日から令和7年9月28日まで

※清掃は業務期間内の早期の実施に努めること。

### 4 業務内容

#### (1) 最終処分場浸出水処理施設の清掃業務

スラッジ引抜、槽清掃、配管内部清掃（高圧洗浄）（※別図1，2参照）

- ・沈砂池：0.5m<sup>3</sup>
- ・調整池：300m<sup>3</sup>
- ・原水ピット：1.5m<sup>3</sup>
- ・汚水返送ポンプ槽：8.6 m<sup>3</sup>

（浸出水処理設備）

- ・混合槽：0.25m<sup>3</sup>
- ・凝集槽：0.5m<sup>3</sup>
- ・沈殿槽：11.4m<sup>3</sup>
- ・中和槽：0.75m<sup>3</sup>
- ・消毒槽：0.75m<sup>3</sup>

#### (2) 業務により発生するスラッジ等の場内運搬

クリーンセンター響場内の計量機で重量測定し、場内指定場所に運搬すること。

### 5 特記事項

- (1) 調整池付近には給水設備がないため、給水車を準備すること。
- (2) 労働安全衛生関係法令ほか関連法令を遵守すること。
- (3) 業務実施は、土曜日か日曜日もしくは両日に行うこととし、市の指示に従うこと。詳細な実施日時は、十分に市と協議したうえで決定すること。  
また、平日に事前準備等を行う必要がある場合は、市と協議すること。
- (4) 仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (5) 本仕様書に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (6) 別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」を遵守すること。

6 提出書類

- (1) 業務完了通知書
- (2) 清掃状況写真
- (3) 発生汚泥等重量集計表